

# 板橋区在宅医療推進協議会設置要綱

平成 20 年 5 月 23 日 区長決定

## (設置)

第 1 条 高齢者等が在宅等で安心して療養ができる体制の構築を保健・医療・福祉の関係機関が連携して推進するため、板橋区在宅医療推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 在宅医療支援体制に関すること。
- (2) かかりつけ医と診療所・病院の連携に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第 3 条 協議会は、健康生きがい部長及び保健所長のほか、次の各号に掲げる者 13 名以内で構成する。

- |                           |        |
|---------------------------|--------|
| (1) 医療・介護・福祉・住民関係団体が推薦する者 | 11 名以内 |
| (2) 健康生きがい部長が指定する職員       | 2 名以内  |

## (任期)

第 4 条 前条に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (座長)

第 5 条 協議会に座長を置く。

2 座長は、健康生きがい部長をもって充てる。

## (会議)

第 6 条 協議会は、必要に応じて座長が招集する。

## (協議会構成員以外の者の出席)

第 7 条 座長が必要と認めるときは、協議会構成員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聞くことができる。

## (庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、健康生きがい部地域保健課において処理する。

## 付 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

## 付 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 22 日から施行する。

## 付 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。